

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：千葉県（知事部局）

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.8%
全職員	88.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.9%
本庁課長相当職	101.2%
本庁課長補佐相当職	97.2%
本庁係長相当職	96.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.2%
31～35年	94.7%
26～30年	97.0%
21～25年	93.2%
16～20年	93.6%
11～15年	92.7%
6～10年	95.7%
1～5年	101.8%

【説明欄】

・フルタイム以外の職員は、当該職員の勤務時間をフルタイムの勤務時間で除して得た数を職員数としている。（週 23 時間 15 分勤務の場合、 $23 \text{ 時間 } 15 \text{ 分} \div 38 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} = 0.6 \text{ 人/月}$ ）

【任期の定めのない常勤職員】

・扶養手当や住居手当は男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 87.4%、住居手当の受給者に占める男性の割合は 69.6%である。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・任期の定めのない常勤職員以外の職員全体の男女比は 4 : 6 であるところ、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員の男女比は 3 : 7 と女性に偏っている。

【「任期の定めのない常勤職員」に係る勤続年数別の情報】

・例年、勤続年数「6～10 年」の区分から給与額の差異が表れてくる傾向にある。女性職員のうち、育児部分休業の取得により給与が減額される職員、子育て事情により時間外勤務を行わない職員が出てくることが原因と考えられる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 千葉県議会議長、千葉県選挙管理委員会、千葉県代表監査委員、千葉県人事委員会、千葉県海区漁業調整委員会が任命する職員を含んでいる。

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 千葉県企業局

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.5%
全職員	88.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	109.0%
本庁課長相当職	-%
本庁課長補佐相当職	95.4%
本庁係長相当職	89.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.9%
31～35年	92.9%
26～30年	93.8%
21～25年	84.4%
16～20年	91.8%
11～15年	83.5%
6～10年	88.9%
1～5年	92.1%

【説明欄】

・フルタイム以外の職員は、当該職員の勤務時間をフルタイムの勤務時間で除して得た数を職員数としている。(週23時間15分勤務の場合、 $23\text{時間}15\text{分} \div 38\text{時間}45\text{分} = 0.6\text{人/月}$)

・情報公表対象者となる女性が本庁課長相当職(0名)であるため、上記のとおり表示している。

【任期の定めのない常勤職員】

・扶養手当や住居手当は男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は90.1%、住居手当の受給者に占める男性の割合は88.7%である。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・暫定再任用職員及び会計年度任用職員等について、職責や給与水準が高い男性の割合が多い。

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 千葉県病院局

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	70.6% (医師以外98.5%)
任期の定めのない常勤職員以外の職員	45.6% (医師以外84.7%)
全職員	64.3% (医師以外90.1%)

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.8%
本庁課長相当職	73.7%
本庁課長補佐相当職	74.8%
本庁係長相当職	64.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.3%
31～35年	79.3%
26～30年	77.0%
21～25年	69.1%
16～20年	67.9%
11～15年	79.8%
6～10年	73.2%
1～5年	60.2%

【説明欄】

・フルタイム以外の職員は、当該職員の勤務時間をフルタイムの勤務時間で除して得た数を職員数としている。(週23時間15分勤務の場合、23時間15分÷38時間45分=0.6/人)

【任期の定めのない常勤職員】

・医師の男女比は4：1となっており、給与水準の高い一部の職について男性が多くなっている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・会計年度任用職員の男女比は1：3であるところ、医師の男女比は3：1となっており、給与水準の高い一部の職について男性が多くなっている。